

報告事項 2

景観行政団体へ移行することを契機とした、今後の景観行政のあり方の検討について

目次

- 1 これまでの春日井市の景観行政について
- 2 景観法の概要について
- 3 今後の景観行政のあり方の検討について

1 これまでの春日井市の 景観行政について

春日井市都市景観基本構想（平成5年3月策定）

より質の高い市民生活の確保と愛着の持てる個性豊かなまちづくりを進めるため、魅力と個性ある都市景観づくりについて、平成3年に都市景観懇話会を発足させ、構想づくりの策定を行い、本市の都市景観形成の基礎となる3つの基本方針を定めた。

- ①「シティアイデンティティの確立」
- ②「都市・地域・生活の3つの視点からの景観形成の推進」
- ③「都市景観推進の体系化」

テーマを『人と緑奏でる春日井ルネッサンス』と定め、まちに人々がやすらぎ、人に優しい景観形成を目指し、さまざまな景観行政、施策に取り組むこととした。

春日井市都市景観条例（平成6年10月制定）

都市景観の形成に関する基本的かつ必要な事項を定め、春日井市を魅力ある個性豊かで美しいまちとすることを目的とする。

○都市景観基本計画の策定（第8条）

- ・都市景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、都市景観の形成の基本的な目標となるもの。
- ・平成7年7月に策定。

○都市景観形成地区の指定（第12条）

- ・都市景観の形成を重点的に図る必要がある地区を指定する。
- ・現在、都市景観形成地区の指定は行っていない。

○都市景観形成建築物等の指定（第18条）

- ・都市景観の形成上重要な価値があると認められるものを指定。
- ・現在11箇所を指定（建築物6件、工作物5件）

指定年度	指定件数
平成10年	3件
平成12年	5件
平成17年	3件

【指定物件】

長谷川伴夫邸、安藤洋太郎邸
鶴飼史郎邸、玉野堰堤、玉野用水
玉野水力発電所、神屋地下堰堤
玉野郷藏、内々神社、円福寺
ザ・モール春日井

○大規模建築物等の新築等の届出 (第20条)

都市景観の形成に大きな影響を及ぼす建築物、工作物の建設等については、届出を必要とする。

- (1) 高さが 15m 又は延べ面積が 1,500 m²を越える建築物
- (2) 地上からの高さが 15m 又は敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m²を越える工作物
- (3) 高さが 10m 又は表示面積の合計が 50 m²を越える広告物

大規模建築物の届出件数

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
届出件数	45 件	37 件	32 件	23 件	34 件	16 件	27 件
(内 建築物)	39 件	37 件	29 件	20 件	27 件	11 件	11 件

※建築物の申請：共同住宅、店舗、工場、病院、老人保健施設など
工作物の申請：携帯電話等の鉄塔、アンテナ設置など

届出に対し、景観アドバイザーによる助言指導も行っている。

※景観アドバイザー：市民、事業者等に対し、都市景観を構成する要素の具体的な計画及び設計について専門的な立場から助言及び指導を行う。

○都市景観審議会の設置 (第27条)

- ・市長の諮問に応じ、都市景観の形成に関し必要な事項を調査又は審議するために設置するものである。

<審議会の開催について条例に位置づけられている事項>

第8条

都市景観基本計画を策定する場合⇒意見を聴く

第12条

都市景観形成地区の指定⇒意見を聴く

第17条

行為(建築物等の新築や改築など)の届出に対する助言指導する場合
⇒意見を聴くことができる

第18条

都市景観形成建築物等の指定をする場合⇒意見を聴く

第23条、第24条

都市景観市民団体の認定又は取消をする場合⇒意見を聴く

◇**関連する制度**（条例第 26 条関係）

「春日井市都市景観形成助成金交付要綱」（平成 8 年 4 月施行）

- ↓
- ・都市景観形成建築物等の保存等に係る工事費などの助成
- 【助成率 1/2 以内 限度額 200 万円】

平成 22 年 10 月より助成金の交付を中断

春日井市都市景観基本計画（平成 7 年 7 月策定）

○目的

春日井市の特性を生かした魅力と個性ある都市景観の形成をはかり、市民が愛着を持ち誇りうるまちづくりを推進するための指針。

○理念

- ・春日井市の都市像の実現に寄与する景観形成
- ・春日井らしい個性的な景観形成
- ・居住者にとって親しみやすい景観形成
- ・街並みや周辺環境が調和した景観形成
- ・将来的にストックとなるような景観形成

○基本目標

『人と緑奏でる春日井ルネッサンス』を今後の景観形成の指針となるテーマとして掲げ、まちの諸要素と人々の生活が調和し、人々がやすらぎ、憩うことのできる緑に包まれた景観形成を目指す。

春日井市サイン計画（平成 8 年 3 月策定）

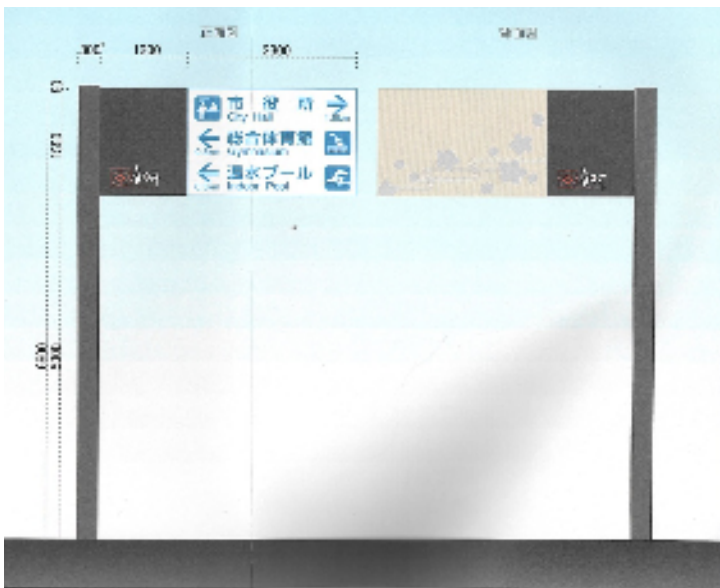
- ・都市景観の重要な構成要素として位置づけ、策定した計画。
- ・市民や来訪者がまちをより自由に、活発に行動できるようにするとともに、春日井市のサインが魅力ある都市景観づくりの一助となることを目指していくものである。

目指すべきサイン整備

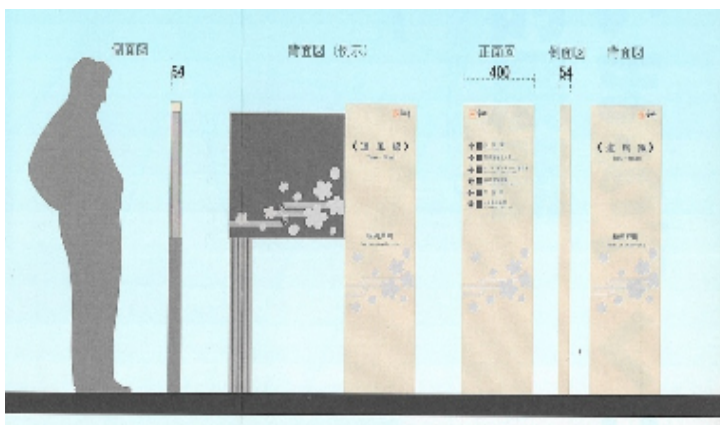
- ① わかりやすく親しみのもてるまちづくり
- ② 都市景観の向上に資するサインデザイン
- ③ 体系的なサイン整備



ロゴの統一



ドライバー系サイン



歩行者系サイン

景観啓発事業

都市景観フォトコンテスト

市内の数多くある優れたまちの景観を紹介することによって「春日井のよさ」「春日井らしさ」を再発見し、今後の景観形成に必要な視点を見いだすために開催した。

【フォトコンテスト実績】

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催年度	平成7年度	平成10年度	平成13年度	平成18年度
応募作品	416点	339点	358点	471点

都市景観は、市民のかけがえのない共有財産であるという認識を深め、誇りを持つとともに、今後の景観行政への意識や協力を得ることを目的として、応募作品から『かすがい百景』や『かすがいの四季』を選定した。

景観めぐり

都市景観形成建築物やかすがい百景などを巡るコースを設定し、景観の優れた場所をバスで巡り、まちの景観や個性を認識してもらいながら、景観づくりや住みよい環境を築く市民意識の向上を目的として開催した。

【景観めぐり 参加者 (人)】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
春	28	22	21	24	19
秋	26	25	21	24	—

春日井ココが好き！コンテスト

子どもの頃から、まちの景観を意識する心を育む機会をつくることを目的とし、入賞作品の展示等を通じて、「まちの魅力」を形成するさまざまな要素や子どもたちが見つけた新しい春日井の魅力を、市民へと情報発信を行っていく。

【応募数】

	平成 21 年度		平成 22 年度
	<2009>	<秋・冬編>	<お店の建物編>
小学生	440	594	335
中学生	37	51	74
合計	477	645	409

表彰式・作品展示の様子（文化フォーラム）



2 景観法の概要について

景観法制定以前

景観法が制定される以前は、まちづくりの統一を図るものとして、都市計画法に基づく美観地区、風致地区及び伝統的建造物群保存地区、又は、地区計画などといった制度はあったが、景観といった観点からの規制を行う法令は存在しなかった。

そのため、先進的な地方自治体では、自主的な景観条例の制定等を通じて良好な景観形成を図るための取組みに努めてきたが、法律の後ろ盾がなく、強制力に限界があるという状況であった。

そのような中、住民の景観利益の保護、重視するという意識の高まりなどにより、高層マンションの建築などに対して、景観にあった建築への修正を求める住民運動や訴訟が増えるとともに、景観に関する根拠法の欠如、基本理念の未確立という状況が浮き彫りになった。

景観法の概要

全国的な国民の景観への意識の高まりなどを受け、基本理念や責務を明確にし、「景観」そのものの整備・保全の必要性を明確に位置づけるとともに、地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与した景観法が平成16年に制定された。

○基本理念の明確化

- 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。
- 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

- 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
- 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

○国、地方公共団体、事業者、住民の責務の明確化

<国の責務>

- 国は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

<地方公共団体の責務>

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

<事業者の責務>

- 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

<住民の責務>

- 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

○「景観行政団体」という概念の創設

行政区域において一元的に、景観法に基づく施策を実施する主体として創設された。都道府県、政令市、中核市は自動的に景観行政団体となるが、その他の市町村は県の同意を得ることにより景観行政団体になる。

景観行政団体移行状況（平成23年1月1日現在）

	都道府県	政令市	中核市	その他
全国	47	19	40	368
県内	1	1	3	7
	愛知県	名古屋市	豊橋市、岡崎市、豊田市	一宮市、瀬戸市、半田市、犬山市、常滑市、みよし市、長久手町

【全国 474 団体 県内 12 団体】

- 地域の個性が反映できるよう、条例で規制内容を柔軟に決めることができる。
- 景観計画区域内の変更命令等いざというときに強制力を発揮できる措置を付与している。
- 景観計画区域の策定の提案等NPOや住民の参加がしやすいように措置している。
- 景観地区等において建築物や工作物の形態意匠に係る認定制度が創設された。
- 景観協議会、景観協定等ソフトな手法による景観整備・保全手法を設けている。
- 景観重要建造物に関する建築基準法の規制緩和、予算、税制など景観整備・保全のための支援措置が併せて講じられている。

3 今後の景観行政の あり方の検討について

今後の景観行政のあり方の検討について

春日井市では、都市景観条例の制定や都市景観基本計画の策定から約15年が経過しており、その間、厳しい財政的制約など社会経済状況の変化や景観法の制定の背景となった全国的な景観への意識の高まりなど、景観行政を取り巻く状況が大きく変化してきた。

そこで、春日井市では、これらの時代に対応した、地域の特色に応じた施策を主体的かつ一元的に推進していく景観行政団体となり、それを契機に、今後の景観行政のあり方について検討を行っていききたいと考えている。

◇検討内容（案）

1. 都市景観条例の検証

- (1) 都市計画形成地区の指定について
 - (2) 都市景観形成建築物等の指定及び助成制度について
 - (3) 大規模建築物等の届出について
- など

2. 都市景観基本計画の検証

- (1) 構成要素別基本計画について
 - (2) ゾーン別基本計画について
- など

3. その他の施策等の検証

- (1) 景観啓発事業について
 - (2) サイン整備について
- など

